

■構造計算に係る図書

- ① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
 ② 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書とは、下表の計算の計算書である。

計算の分類		分類に含まれる計算例
令第3章第8節に規定する構造計算		<ul style="list-style-type: none"> 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算（保有水平耐力計算） 令第81条第3項に規定する構造計算（令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算） 令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算（平成13年国土交通省告示第1540号第9に規定する構造計算等）
その他	政令や告示に構造計算と明記されているもの	<ul style="list-style-type: none"> 令第38条第4項の構造計算（基礎に係る構造計算） 令第46条第2項第1号ハの構造計算 令第115条の2第9号の構造計算（燃えしろ設計に係る構造計算） 令第129条の2の3第3号の構造計算（屋上突出物に係る構造計算） 平成25年国土交通省告示第771号第3第4項の構造計算（特定天井に係る構造計算）
	政令や告示に構造計算と明記されていないが、応力（応力度）が耐力（許容応力度、材料強度）を上回らないこと又は層間変形角、剛性率若しくは偏心率が一定の範囲にあることを計算しているもの	<ul style="list-style-type: none"> 令第129条の4第2項の計算（エレベーター強度検証法に係る計算） 令第129条の12第2項の計算（エスカレーター強度検証法に係る計算） 平成12年建設省告示第1388号第5第4号の計算（給湯設備等に係る計算） 平成13年国土交通省告示第383号第2第2号イ、第3第2号イ、第4第2号イの計算（土砂災害特別区域内における建築物の外壁等の構造方法に係る計算）

※「令」は建築基準法施行令を表す。